

こう じ のう き のう しょう がい

「高次脳機能障害」 と言われたら…



発行日 令和5年5月
発行者 茨城県高次脳機能障害支援センター
〒300-0394 稲敷郡阿見町阿見4669-2
相談専用電話：029-887-2605
FAX番号：029-887-2655
茨城県福祉部障害福祉課
〒310-8555 水戸市笠原町978-6
電話：029-301-3357

当センターWebサイト

茨城県 高次脳機能障害

検索



交通事故や脳卒中などの病気により脳に損傷を受けたことが原因で、「高次脳機能障害」が発症することがあります。

このパンフレットでは、主にご家族の方向けに、症状の説明や支援制度の紹介をいたします。

高次脳機能障害とは？

交通事故や転倒などによる外傷性脳損傷や、脳卒中・脳炎・低酸素脳症などの疾患により、脳が損傷を受け、記憶・注意・感情などの「高次な」脳機能に障害があらわれることがあります。

これらの障害を『高次脳機能障害』といい、生活や仕事に支障がでたり、対人関係に問題が出る場合があります。

この障害は外見上ではわかりにくく、周囲の理解を得られにくいという特性があります。また、障害の内容によっては、本人でも気づきにくいということがあります。

高次脳機能障害の主な原因

高次脳機能障害は、以下のような様々な原因によって生じます。



脳血管障害	外傷性脳損傷	その他
<ul style="list-style-type: none">● 脳梗塞● 脳出血● くも膜下出血など	<ul style="list-style-type: none">● 交通事故● 転倒● 転落	<ul style="list-style-type: none">● 脳炎● 低酸素脳症● 脳腫瘍

高次脳機能障害の診断基準



※高次脳機能障害の診断は、医師により、下記の基準に沿って行われます。

1. 主要症状など

- 脳の損傷の原因となる事故や病気の事実があること。
- 日常生活や社会生活に制約があり、その原因が記憶障害・注意障害・遂行機能障害・社会的行動障害などの認知障害である。

2. 検査所見

- MRI、CT、脳波などの脳画像検査や診断書によって脳の損傷が確認されていること。

3. 除外されるもの

- 脳の損傷による身体障害が認められる症状はあるが、記憶障害・注意障害・遂行機能障害・社会的行動障害などの症状がない場合。
- 症状が脳の損傷以前から生じている場合。
- 先天性疾患や周産期における脳の損傷、発達障害、進行性疾患が原因となっている場合。

4. 診断について

- 上記の1～3を全て満たした場合に高次脳機能障害と診断をつける。
- 診断は急性期症状を脱した後において行う。
- 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。

高次脳機能障害の主な症状



注意障害

- 集中力が持続しない。
- すぐに飽きる。気が散る。
- ミスが多い。
- 同時に複数のことができない。

記憶障害

- 約束を忘れる。
- 場所を覚えられない。
- 昨日何をしたか覚えていない。

遂行機能障害

- 効率よくできない。
- 計画を立てられない。
- 物事の優先順位を決められない。

社会的行動障害

- 情緒が不安定。怒りっぽい、すぐに泣く。
- やる気、意欲がない。
- 1つのことにこだわり続ける。融通が利かない。
- 障害を持ったことを理解しない。障害を否定する。
- すぐに人を頼る。何かあると人のせいにする。

注意障害への対応



注意障害とは、大きく分けると①意識がはっきりしない ②集中できない ③同時に複数のことに注意を配ることができない ④集中を維持できない、などの症状があらわれることを指します。

基本的な対応のしかたには、以下の方法があります。

覚醒レベルを上げる

- 生活リズムを整えて覚醒レベルを上げる。
- 本人の好きな活動を行う。

集中しやすい環境を作る

- できるだけ静かな環境を用意する。
- 簡単な課題から始める。

一度に多くのことをしない

- 一つずつ順番に行うようにする。
- 順番通りにできるように作業メモを作成する。

まめに声かけをする

- こまめに休憩を取る。
- 頻繁に確認し、注意を持続させる。

記憶障害への対応



記憶障害には、受傷前のことを思い出せない逆行性健忘と、受傷後に新しいことを覚えられない前向性健忘があります。前向性健忘では、新しいことを覚えて必要なときに思い出すという作業に困難が生じます。

基本的な対応のしかたには、以下の方法があります。

覚えやすくするための工夫

- 情報は具体的に、簡潔に伝える。
- 文字や絵に描いて呈示する。
- メモをとる習慣をつける。
- 覚えてほしいことは繰り返して呈示する。
- 情報がきちんと伝わっているか確認をする。
- 物の置き場所を決めて、忘れないようにする。

補助手段を使う

- スケジュール帳やカレンダーを活用する。
- 携帯電話のアラーム機能で予定を管理する。

遂行機能障害への対応



遂行機能障害とは、目標設定や段取りをうまく計画することができなかつたり、何をすべきか決断できなかつたりなど、目的を達成するための行動に支障が出る障害です。基本的な対応のしかたには、以下の方法があります。

無理のない計画作り

- 時間に余裕をもって計画を立てる。
- できる範囲のことをやるようにして、無理をしないようにする。
- できるだけ毎日の活動を規則正しく行う。
- 決断しやすいように、選択肢を呈示する。

補助手段の活用

- 行う順番を書いた手順書を用意する。
- やるべきことは何でも紙に書いておく。

確認の習慣化

- こまめに確認をする。
- わからないことは質問をするクセをつける。

社会的行動障害への対応



社会的行動障害とは、脳の機能低下により、感情のコントロールができなかったり、自分の行動を抑制できないという症状が出るほか、障害により失敗体験を繰り返すことで自信を失い、意欲が低下したり、抑うつ状態になるなど、二次的な障害としても現れます。

本人に自信をつけさせる

- できたことを具体的に褒める。
- 本人にできることを役割として設定する。
- できたことを目で見える形にして本人にわかりやすくする。

環境を調整する

- イライラした時は、場所や話題を変える。
- 環境からの刺激を少なくする。

気づきをうながす

- 社会的な対人関係の場をつくる。
- 話がそれたり、不適切な話題をしたときは、「いま何の話をしていただっけ？」というようにヒントを与えて話題を戻す。

薬物療法

- 興奮のしやすさや不安等に対しては、精神を安定させる薬も有効です。主治医に相談してください。

一人一人に応じた対応

これまでに紹介した対応のしかたは、一例にすぎません。実際は、脳の受傷した部位によって症状は様々であり、それに応じて対応方法も変わってきます。また、高次脳機能障害の改善は、ゆっくりと進んでいくので、「これをすればすぐに良くなる」という対応方法はありません。

そのため、これらの問題に家族だけで対応していくことは苦勞を伴います。病院の主治医や療法士、施設職員などと相談しながら対応方法を考えていくとよいでしょう。

その際には、具体的にどんな生活上の大変さが生じているかをテーマにして話し合うことが有効です。例えば、記憶障害や注意障害などは、脳機能そのものの改善は難しくても、メモ帳などの代替手段や周囲の関わり方を変えることで、生活のしづらさが改善されることがあります。

いろいろなアプローチがありますので、どの方法がご本人やご家族にとって無理なくやれそうなのか、専門家と相談しながら考えていくことをおすすめします。



その他よく見られる症状

失 語

- 言葉をうまく話せない。
- 質問に正しく答えられない。
- 何を言われているのか理解できない。
- 言われたことはわかるのに話せない。

失 行

- 動作がぎこちない。
- 思い通りに動かない。
- 手順がわからない。

失 認

- 見えるのに、それが何なのかがわからない。
- 知っている人の顔が見分けられない。

半側空間無視

- 視界の片側（主に左側）のことに気付かない。
- 片側の食事を残す。
- 身体の片側をよくぶつける。

高次脳機能障害のある方が利用できる社会制度



障害者手帳制度

申請窓口：お住まいの市町村障害福祉担当課

● 身体障害者手帳

手足の麻痺や言語障害が残った場合に対象となります。申請には指定医の診断書が必要となります。

● 精神障害者保健福祉手帳

高次脳機能障害は「器質性精神障害」に該当します。申請には精神科医の診断書が必要ですが、リハビリ科医や神経内科等でも診断書を出すことができます。

初診日から6か月経過してから申請できます。

● 療育手帳

18歳以前の発症（受傷）により知的発達に障害が生じた場合に申請できます。

（※療育手帳は児童相談所・福祉相談センターで申請）

障害福祉サービス

申請窓口：お住まいの市町村障害福祉担当課

障害者手帳の所持が原則ですが、高次脳機能障害者は障害を証明する診断書があれば利用申請が可能です。

障害者手帳申請が可能となる6ヶ月より前にサービスを利用したい場合は、「高次脳機能障害を証明する診断書」を提出することでサービスを受けることも可能です。

● 介護給付

自宅や施設で介護を受けたい場合

● 訓練等給付

自立した社会生活を営むために必要な生活能力や仕事のスキル等を身に付けたい場合

● 地域生活支援事業

地域生活を支援するために、地域の特性や利用者のニーズに応じて市町村が行う事業です。

● 相談支援事業

障害のある方やご家族からの相談に応じて、各種福祉サービスの利用計画案の作成や権利擁護について、支援を行います。

自立支援医療

申請窓口：お住まいの市町村障害福祉担当課

高次脳機能障害は、自立支援医療（精神通院医療）の申請が可能です。

自己負担は原則として医療費の1割ですが、世帯の所得水準に応じた軽減制度があります。

障害年金

申請窓口：

基礎年金	お住まいの市町村年金担当課
厚生年金	近隣の年金事務所

高次脳機能障害は、障害の程度や年金の支払い状況などの条件を満たしていれば、障害年金の受給対象となります。申請には精神科医の診断書が必要ですが、リハビリ科医や神経内科医等でも診断書を出すことができます。

初診日から1年6か月経過してから申請できます。

介護保険

申請窓口：お住まいの市町村介護保険担当課

脳血管障害等を原因とする40歳以上の高次脳機能障害の方は、介護保険の申請ができます。介護保険の給付を受けるには市町村の要介護認定を受ける必要があります。

交通事故を原因とする65歳未満の高次脳機能障害の方は基本的に障害福祉サービスの利用対象となります。

医療福祉支給制度

申請窓口：お住まいの市町村担当課

通称、マル福制度と呼ばれています。対象者が必要な医療を受けやすくするために医療費の負担を軽減する制度です。

生活福祉資金貸付

申請窓口：お住まいの市町村社会福祉協議会

障害者の属する世帯に対し、経済的な自立や安定した生活が送れるように資金の貸付を行っています。

介護料支給

申請窓口：自動車事故対策機構（NASVA）

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給されます。

※申請及び認定が必要になります。

TEL：029-226-0591

その他の経済的支援制度

制 度	内 容	窓 口
高 額 療 養 費 制 度	月額の治療費自己負担のうち限度額を超えた分が後日の請求で戻る制度	市町村の 健康保険窓口
傷 病 手 当	給与の3分の2が1年半の間支給される。国民健康保険加入者は対象外	会社の健康保険組合 または 社会保険事務所
療 養 給 付	業務中・通勤途上の事故や病気の場合に健康保険で治療できる。	会社の労務担当 または 労働基準監督署
休 業 給 付	労働災害により治療中の場合は給料の8割が支給されます。	
自 賠 責 保 険	交通事故により後遺障害が残った場合に賠償金が支払われます。	保険会社
生 活 保 護	本人や扶養義務者の総収入が最低生活費に満たない方に支給されます。	県及び市町村の 社会福祉担当課

ひとりで悩まないで！

突然の病気や事故の後遺症により、ご本人は今までの自分との違いに戸惑い、家に閉じこもりがちになります。またご家族も、ご本人の障害をどう受け止めてよいかかわからず、接し方や今後の生活のことに悩んで疲れてしまうことが多いです。

このような場合は、家族だけでは解決しにくいことが多くなりますが、社会福祉サービスを利用することで、生活のしづらさが改善されることがあります。

地域の支援者や家族会へご相談ください。



茨城県高次脳機能障害支援センターがご相談に応じます！

高次脳機能障害支援センターでは、高次脳機能障害の方々安心して生活できるように、各専門職の支援コーディネーターがアセスメントをし、それぞれの方にふさわしい社会資源にコーディネートする専門機関として、様々な支援を行っています。また、支援者の方々への支援も積極的に行っています。

相談・技術支援の流れ

1. 相談受理

当事者・家族・関係機関（障害福祉サービス事業所・介護保険サービス事業所等）、医療機関などからの相談にも対応いたします。ご本人や家族から、既往歴や現在の状況、生活環境、不安なこと、ご要望等を伺います。

【相談専用電話】 029-887-2605

2. 課題の整理・アセスメント

相談者のニーズや医療面・生活面・就労面と分野ごとのアセスメントに基づいて適切な支援を検討いたします。

3. 支援実施

アセスメント結果に応じて、情報提供や関係者との連絡・調整、対応方法や訓練方法等の技術支援を行います。

4. 再評価

支援を実施してから、評価の見直しを重ねることで、当事者が孤立することがないように地域でサポートする体制を整えていきます。

他にも、各種研修会の講師やケースカンファレンスの助言者として様々なご依頼に応じていきます。



モバイル型支援とは

相談者を対象として、課題が発生している現場に出来る限りおもむき、現場での状況を考慮した上で、各専門職が評価し、相談者が主体的に問題を解決できるサポートを展開していく方法。

地域の支援者



市町村障害福祉担当者

総合支援法や介護保険法、手帳制度など社会福祉制度を利用するには市町村への申請が必要となります。

- 問合せ先 ⇒ 市町村障害福祉担当課



市町村社会福祉協議会

地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活するために地域活動の支援や相談対応、情報提供等を行っています。お住まいの地域の社会福祉協議会により活動内容は異なります。

- 問合せ先 ⇒ 各市町村の社会福祉協議会



家族会

高次脳機能障害友の会いばらき

同じ悩みや経験を持つ高次脳機能障害者や家族が集まり、互いに学び、励ましあい、障害と向き合い、うまく付き合いながら明るい毎日を送りたいという願いを持って活動しています。



主な活動内容

- 勉強会 ● リハビリ講習会 ● 地区集会 県北・県南・神栖
- 家族会交流室(会員や一般の方対象 相談や交流の場)
毎月第2金曜日 11時～14時 [予約申込先 ☎080-5901-9979](tel:080-5901-9979)
(受付は平日9時から15時まで)



事務局

〒305-0817
つくば市研究学園4-13-8
TEL : 080-5901-9979
E-mail : kojinouibaraki@yahoo.co.jp

ホームページ

家族会 高次脳機能障害友の会いばらき

検索



フリガナ 氏名	生年月日	日	月	年
住所	携帯電話			
電話(自宅)	疾病や障害の説明			
飲んでいる薬				
健康保険証 NO.				障害者手帳
かかりつけの病院				担当医: 医師

SOS カード(緊急時使用カード)

◎緊急時や災害時に、自分の病気や障害状況、必要なことを伝えるときに使用するカードです。
事前に支援者や家族と話し合って情報をまとめておきましょう。

緊急連絡先		
①	前	緊急の時にしたい、配慮してほしいこと
②	連絡先	
③	住所等	

もしもの時に備えて

危険（事件・事故・災害）にあった時のために

災害発生から当面は、日頃受けている支援やサービスが限定されることも想定されます。

ご自身の状況に合わせ、事前の準備を十分に行うことが大切です。

1. 非常持ち出し品を用意しておきましょう。

- ・日頃から携帯しておくものの例
- 障害者手帳 健康保険証 お薬手帳または現在の処方箋
- 薬の予備（3日分程度）※健康保険証や処方箋のコピーも含めて
- メモリーノート、ICレコーダー等の記憶の補助ツール
- SOSカード ※周囲の人に支援を求めるツール
- 家族の写真 携帯電話

2. 障害状況、必要な情報を伝えるSOSカード（18～19ページ）などを用意しましょう。

- ・記憶障害等で忘れてしまう場合は、障害者手帳等と一緒に持ち歩くなどの工夫をします。

3. 出入口への経路や家の中の安全を見直しましょう。

4. 避難先と避難経路を確認しましょう。

- ・ご家族や支援者と自宅の近隣や通勤・通所経路にある避難場所・避難所を「防災マップ」などで確認しておきましょう。

5. ご家族との連絡方法や集合場所を確認しましょう。

- ・災害時の安否確認手段を事前に決めておきます。

6. 地域とのつながりを持ちましょう。

- ・地域の活動や防災訓練に参加しましょう。
- ・災害時要援護者名簿に登録しましょう。

